

# 市民税・県民税の申告相談

2月4日～3月15日

## 申告を必要とする方

今年の1月1日現在、市内に住所を有している方は、原則として申告書を提出しなければなりません。

〔該当者〕

商業・農業・製造業などの事業を営んでいる方

譲渡・不動産・配当・利子・雑収入などの所得のあった方

給与所得または公的年金等（国民年金、厚生年金、農業者年金、各種共済組合年金など）による所得以外の所得のあった方

給与または公的年金等で、2カ所以上の所得のあった方

給与所得者または公的年金等所得者で、事業所または公的年金等支払者から、給与支払報告書、または公的年金等支払報告書が白石市に提出されていない方

所得のなかった方も、申告書の裏面に、所得のなかった事由を書いて提出してください。

税務署に所得税の確定申告書を提出される方や、給与支払報告書が白石市に提出されている方は申告の必要がありません。

## 申告に必要なもの

申告には次のものが必要です。

所得の状況が明らかな帳簿や領収書、またはこれらが確認できるもの（計算資料など）

配偶者・扶養親族などの収入額がわかるもの

医療費などの受領書

生命保険料・損害保険料などの支払証明書など

印鑑

## 所得税の確定申告

所得税の確定申告は、平成13年中の所得と、それに対する所得税の納め過ぎや、不足分を精算するための申告です。

源泉徴収票や予定納税で納め過ぎになっている方、給与所得などで雑損控除や医療費控除を受けられる方、年の途中で退職し、その後就職しないため年末調整を受けなかった方などは、確定申告をしなければ、納め過ぎになっている税金は還付されません。

税金の還付を受けられる方は、2月15日以前でも、税務署で申告書を受け付けていますから、早めに申告をして還付を受けてください。

なお、印鑑（預金通帳に使用のもの）と預金通帳（郵便貯金通帳も可）を持参のうえ申告してください。

## 市・県民税申告相談日程表（午前9時～11時・午後1時～4時）

月日	会場	自治会		月日	会場	自治会	
		午前	午後			午前	午後
2月4日(月)	小原公民館	上戸沢、下戸沢、冷清水	赤井畑、大熊、塩倉	25日(月)	白川公民館	白川1区	2区、4区
5日(火)		東、中北、新町	猿鼻、赤坂、湯元明戸、小久保平	26日(火)		白川3区、5区	6区、7区
6日(水)	越河公民館	越河1区、2区	3区、4区	27日(水)	深谷公民館	西区上、南区	酪農事業者(福岡全地区)
7日(木)		越河5区、6区	7区	28日(木)		西区下、東区	北区、三住
8日(金)		越河8区、9区	10区	3月1日(金)		滝上、尾篭、岩ノ上	滝下
12日(火)	大平公民館	大平2区、3-1区	1区、8区、城南の丘	4日(月)	市役所大会議室	本町、中町、長町互理町	南町
13日(水)		大平3-2区、7区	4区、5区、6区	5日(火)		田町	たばこ耕作者(全地区)
14日(木)	斎川公民館	斎川1区、2区、3区	4-1区、4-2区	6日(水)	本郷第1、旭町	短ヶ町、新町中益岡、東益岡	西益岡、寿町、清水小路
15日(金)		斎川5区、6区	7-1区、7-2区8区	7日(木)		柳町	
18日(月)	大鷹沢公民館	大鷹沢1区、2区、田中	3区、4区、6区	8日(金)	本郷第3		
19日(火)		大鷹沢5区、7区、8区	9区、10区、11区、12区	11日(月)	本郷第2、本郷第4	郡山	
20日(水)	福岡公民館	上原、下原、山ノ下	鎌先、弥治郎、大網	12日(火)	上郡山第1、上郡山第2	鷹巣、小下倉	
21日(木)		沖	山根	13日(水)	緑が丘	寿山	
22日(金)		八宮、芹沢	蔵王、不忘、川原子	14日(木)15日(金)	上記日程で申告できなかった方		

今後、地方税が改正されることもありますので、ご注意ください。

申告期限が近くなるほど待ち時間が長くなります。日程表による指定日に都合の悪い方は、できるだけ当該地区会場で申告してください。

この申告は、市民税・県民税が算定されるばかりでなく、国民健康保険税の算定・児童手当・重度心身障害者医療費などの支給基礎算定のほか、収入・所得などの各種証明の資料となります。

市税の納付は口座振替が便利です。ご希望の方は申告会場に「預金通帳・印鑑・納税通知書」をご持参ください。

問い合わせ 税務課市民税係 ☎22-1313

## ISO14001 環境方針

### 1. 基本理念

白石市では、21世紀のまちづくりを進めるために第四次白石市総合計画「新ホワイトプラン」を策定し、大きな柱の一つとして「環境都市」の実現を目指しながら、くらし日本一のまちづくりを進めています。

本市では「良好な環境の保全及び創造」を理念とした環境基本条例を制定し、具体化するための環境基本計画により数多くの環境対策を実施してきました。

しかし、地球環境の悪化は深刻で、世界の人々が一人一人のレベルでできる限りの環境負荷低減につながる行動を自らしなければ救えない状況になっています。

本市は率先して環境に配慮した事務・事業を全庁的に取り組み、限りある地球資源を有効活用し、環境負荷を低減させるための継続的な改善を確固たる手順で図り、やさしいまちづくりを推進していきます。

### 2. 基本方針

- 人と自然が共生できる環境に配慮した都市づくりを推進します。
- 事務事業が環境に与える影響を把握・調査し、環境負荷を低減させるための方針と目標・計画を策定し、これを実行し、その結果を評価して必要な措置を加え、継続的改善を推進します。特に以下の項目について優先的に活動します。  
事務・事業で使用する資源やエネルギーを節減し、廃棄物の減量・リサイクルを推進し、環境保全に努めます。  
環境物品（環境負荷の少ないもの）の導入を推進します。  
公共事業に伴う環境負荷の低減を推進します。
- 環境関係法令や組織が同意するその他の要求事項を遵守し、汚染の予防に努めます。
- 職員の環境に対する意識の向上と、環境方針に沿った活動が継続的に進められるよう全職員への周知と研修を行います。
- この環境方針は一般に公表します。

平成13年8月1日 白石市長 川井貞一

環境に対する関心は、地球温暖化問題などをはじめ、日増しに高まりをみせています。白石市役所は、本年春の認証取得を目標に、13年度から実質的な準備作業を進めてきました。昨年11月までに環境管理マニュアルなどの作成を終え、12月から運用マニュアルなどを基に実際に活動を行うこと（）を開始しています。

保全活動の基本となる「環境方針」は、左記のとおりです。今後は、これを基にそれぞれの事業で定められた目標の達成のための取り組みを推進し、自ら点検を実施していきます。これらの取り組み状況については、随時、市民の皆さんへ広報紙などを通じ、お知らせしていきます。お問い合わせは、市民生活環境課 ☎22-1314

### ～ISO14001とは～

国際標準化機構(International Organization for Standardization/ISO)が定めた環境管理システムの国際的な規格です。組織が行う事業活動の中で、エネルギーの消費やごみの排出などの環境負荷を軽減し、継続的に改善していくシステムを自ら構築・実践していくことを目的としています。取り組みについて審査登録機関の審査に合格することが、認証取得の条件です。

## 所得税確定申告説明会を開催します

平成14年1月以降に税務署に提出する、所得税の確定申告書（同時提出の住民税申告を含む）および収支内訳書などの様式が変更されます。税務署および白石市では、次の日程により確定申告される皆様へ申告書の記載の仕方、収支内訳書の作成方法などの説明会を開催いたします。なお、当日都合がつかない場合には、隣接する市町でも説明会を開催していますので、問い合わせのうえご出席ください。問 大河原税務署 ☎0224-521369 問 白石市税務課市民税係 ☎22-1313

対象者の区分	日時	場所	必要なもの
事業所得や不動産所得がある方	1月16日(水) 午前10時	白石市中央公民館大ホール	筆記具 メモ用紙
上記の事業所得等のない給与・年金などの申告の方	1月31日(木) 午前10時	白石市中央公民館大ホール	確定申告書 筆記具 メモ用紙
住宅を取得または増改築して住宅減税を希望の方	1月11日(金) 午前10時	大河原町えぞホール	筆記具 メモ用紙

## 税証明の受付方法が一部変わります

1月4日から、受付方法の一部が次の通り変わります。窓口に来られた方の氏名や住所などを、次のもので確認させていただきます。運転免許証などの官公庁発行の身分証明書、健康保険証、老人

健康手帳、納税通知書（法人を除く）申請書の印は不要になります。家族（住民票上同じ世帯）の方からの請求は、委任状が不要になります。問 税務課総務係 ☎22-1313

例年、確定申告期間中は税務署内が混雑し、特に所得税の申告期限間近（おおむね3月10日以降）になりますと大変混雑しますので、お早めの申告をお願いします。ご自分で記載し、できるだけ早めに郵送により提出していただくようお願いいたします。